

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	児童扶養手当	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和36年度	担当課室	家庭福祉課母子家庭等自立支援室	高橋 俊之			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅲ-1-6 ひとり親家庭の自立を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童扶養手法第21条	関係する計画、通知等	子ども・子育てビジョン (「ひとり親家庭の子どもが困らないように」)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、「児童扶養手当法」に基づき、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して手当を支給。 ○実施主体:都道府県、市、福祉事務所設置町村 ○補助率:1/3						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	161,462	167,837	176,744	176,889	180,295
		補正予算					
		繰越し等					
		計	161,462	167,837	176,744		180,295
	執行額	153,945	159,610	168,663			
執行率(%)	95.34	95.10	95.43				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	児童扶養手当は、離婚等によってひとり親となった家庭の児童に対し、支給要件を満たす場合に支給するものであるため、成果目標を示すことはできない。	成果実績		-	-	-	-
	達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	児童扶養手当受給者数(当該年度の3月末現在)	活動実績(当初見込み)	人数	985,682 (1,019,080)	1,055,181 (1,142,885)	1,071,466 (1,149,229)	-
単位当たりコスト	(157,519円/受給者1人当たり)	算出根拠	児童扶養手当支給実績額/総支給対象人数				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	負担金	176,792	180,211	受給者数の増			
	給付費	95	82				
	支給業務庁費	2	2				
計	176,889	180,295					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	約112万世帯(平成24年2月現在)の母子家庭等に支給しており、広く国民のニーズがある。また、当該事業は法律に規定され、児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与することが目的であり、優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	児童扶養手当法に基づき、手当の支給に要する費用の1/3を国が負担することとされており、国が実施すべき事業である。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	児童扶養手当法に基づき、都道府県・市・福祉事務所を設置する町村において、法に定める支給要件を満たす受給資格者に手当を支給している。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	児童扶養手当法に基づき、国が「1/3」を負担するものであり、適正なものである。
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	児童扶養手当法に基づき、国が「1/3」、都道府県等が「2/3」を負担するものであり、合理的なものである。
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	児童扶養手当法に基づき、手当が児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されており、事業目的に即し真に必要なものに限定されている。
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	執行率及び活動実績率ともに9割を超えているため実績見込みに見合ったものである
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	受給者数や受給要件別の内訳数など、施策を実施する上での基本的なデータについては福祉行政報告例により把握をしている。また、各自治体における支給事務については、各地方厚生局において監査等を実施し、適切な事務執行について指導等を行っている。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	本事業は児童扶養手当法に基づく手当の給付に係る経費であり、自然増を確保する必要があるが、予算の推計方法等を見直すべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	「厚生労働省福祉行政報告例」の実績値やその推計を参考にするとともに、支給対象人数の見直しを行ったところ。		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0413	平成23年行政事業レビュー	0372

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
168,663百万円

・昭和60年7月以前認定の受給者への支給事務
・昭和60年8月以降認定の受給者分についての
都道府県等への交付決定

【負担】

A. 都道府県・市・福祉
事務所設置町村
168,549百万円

【給付】

受給者
(昭和60年7月以前の認定者)
113百万円

【一般競争入札】

B. システム管理業者
1百万円

・受給者の認定
・昭和60年8月以降認定の受給者分
についての交付申請、受給者への支給事務

・児童扶養手当受給

・システム管理

【給付】

受給者
(昭和60年8月以降の認定者)
168,549百万円

・児童扶養手当受給

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.大阪市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	児童扶養手当の支給	5,292			
計		5,292	計		0
B.アルファテックス株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
支給業務庁費	システム管理	1			
計		1	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	児童扶養手当の支給	5,292		
2	札幌市	児童扶養手当の支給	3,359		
3	横浜市	児童扶養手当の支給	3,217		
4	名古屋市	児童扶養手当の支給	2,760		
5	福岡市	児童扶養手当の支給	2,357		
6	京都市	児童扶養手当の支給	2,250		
7	神戸市	児童扶養手当の支給	2,191		
8	北九州市	児童扶養手当の支給	1,846		
9	堺市	児童扶養手当の支給	1,577		
10	広島市	児童扶養手当の支給	1,524		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アルファテックス株式会社	システム管理	1	2	53%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					